後期高齢者医療歯科健康診査のお知らせ

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、今年度から、７５歳の被保険者を対象に歯科健康診査を実施します。

対　　象　昭和１５年４月２日～昭和１６年４月１日生まれで、埼玉県後期高齢者医療被保険者の方
受診券　埼玉県後期高齢者医療広域連合から対象の方へ６月中旬に送付します。
健診方法　個別健診（埼玉県歯科医師会会員医療機関）
費　　用　無料
問合せ　埼玉県後期高齢者医療広域連合 給付課
☎０４８－８３３－３１３０

国保３０歳代健康診査 始まります！

生活習慣病予防は若いうちから始めることが効果的です。町では、３０歳代の方に特定健診と同内容（眼底健診を除く）の健康診査を実施します。

対　象　小川町国民健康保険に加入していて、平成２９年３月末現在で３０歳以上４０歳未満の方
場　所　町内の指定医療機関
費　用　１，０００円（町負担 10,328 円）
内　容　基本項目、心電図、貧血検査、クレアチニン、尿酸、尿潜血
期　間　６月１日（水）～平成２９年２月２８日（火）
申込み　６月１日（水）から　＊土・日・祝日を除く
＊定員になり次第締切ります。
＊保険証・印鑑をご持参のうえ、パトリアおがわへ（電話不可）
問合せ　パトリアおがわ（健康福祉課）☎７４－２３２３

国保特定健診 始まります！早めに受けましょう！

糖尿病、心臓病、脳卒中等の生活習慣病を予防するため、特定健診は毎年受けましょう！

対　象　小川町国民健康保険に加入していて、平成２９年３月末現在で４０歳以上～受診日現在で７５歳未満の方
場　所　比企医師会契約医療機関　＊一覧は受診券に同封します
費　用　１，０００円（町負担１２，３０４円）
方　法　４月１日以前に国保に加入している方には受診券を送付しますので、届きましたら、直接医療機関にお申込みください。４月２日以降に加入した方はパトリアおがわにご相談ください。
内　容　基本項目、心電図、貧血検査、クレアチニン、尿酸、尿潜血、眼底健診
期　間　６月１日（水）～１１月３０日（水）
その他　＊長期入院者、施設入所者、妊産婦、今年度に「人間ドック」「後期高齢者医療健康診査」を受ける方は受診できません。
＊健診の結果、生活習慣病のリスクが高い方には、保健師や管理栄養士が食事や運動等の生活習慣改善のお手伝いをします（無料）。
問合せ　パトリアおがわ（健康福祉課）☎７４－２３２３

６月１日（水）から始まります

後期高齢者医療健康診査

対　　象
小川町で後期高齢者医療制度に加入している方
※今年度、後期高齢者医療または国民健康保険の「人間ドック」「特定健診」を受けた方、長期入院中の方、施設入所中の方は受診できません。
場　　所　指定医療機関
申込み　**６月１日（水）から**
保険証と印鑑をご持参のうえ、パトリアおがわまたは町民課（役場１階）へ
受診期間　６月１日（水）～平成２９年２月２８日（火）
定　　員　５００人

≪次の場所では、指定日に限り受付窓口を設置します≫
時間　**午前９時３０分～１１時３０分**
期日・場所
６月２日（木）八和田公民館
６月３日（金）東小川自治会館
６月７日（火）竹沢公民館
６月８日（水）みどりが丘自治会館

診査内容

検　査　項　目	費　用
問診	無　料
身体計測	
血圧測定	
血中脂質検査（中性脂肪・ＨＤＬコレステロール・ＬＤＬコレステロール）	
肝機能検査（ＡＳＴ・ＡＬＴ・γ－ＧＴ）	
血糖検査（空腹時血糖・ヘモグロビンＡ１ｃ）	
尿検査（糖、蛋白、潜血）	
血清クレアチニン・血清尿酸	
貧血検査	
心電図検査	

問合せ
■パトリアおがわ（健康福祉課）
☎７４－２３２３
■町民課
後期高齢者医療担当
☎内１４７～１４９

子供のしあわせのための制度です　該当する方は相談を・・・

これらの制度はすべて**申請制度**です。子育て支援課（役場１階）に申請してください。

問合せ　子育て支援課 子育て支援担当　☎内１９１・１９２

こども医療費支給制度　子供が医療保険制度で医療にかかった場合、保険診療分として支払った医療費（通院・入院：中学3年生まで）を支給する制度です。
支給　あらかじめ登録いただき、受給資格登録済みの保護者の方に「こども医療費受給資格証」（緑色のカード）を交付します。
＊町の協定医療機関で受診した場合、窓口での支払いは不要です。
＊協定医療機関外で受診した場合、所定の医療費支給申請書により申請してください。審査のうえ、申請者が指定した口座に医療費を振込みます。

児童扶養手当制度　18歳未満の子供を育てている方で、次のいずれかに該当する方に手当を支給します（所得制限・公的年金併給調整あり）。
対象　母子家庭の母、父子家庭の父、子供を養育している父または母、重度の障害の状態にある方で親にかわって子供を養育している方
支給　12～3月分の手当：**4月**、4～7月分の手当：**8月**、8～11月分の手当：**12月**に、申請者が指定した口座に振込みます。
※平成28年4月分から手当額が改定されました。
月額42，000～9，910円 →
月額42，330～9，990円
※子供が2人以上の場合には、第2子は5，000円、第3子以降は1人につき3，000円が加算されます。加算金額は変更ありません。

ひとり親家庭等医療費支給制度　子供、18歳未満の子供を育てている母子家庭・父子家庭の方、親にかわって子供を養育している方が、医療保険制度で医療にかかった場合に、支払った医療費の一部を支給する制度です（所得制限あり）。
支給　あらかじめ登録いただき、所定の医療費支給申請書により申請してください。審査のうえ、申請者が指定した口座に医療費を振込みます。

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度　母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方の経済的自立や扶養している子供の福祉の増進のために、各種の必要資金を貸付ける制度です（所得制限あり）。
＊修学資金：子供が高等学校・大学等で学ぶための授業料等
＊就学支度資金：子供の入学に必要な入学金や被服等の購入資金
＊修業資金：子供が就職に必要な知識等を習得するための資金　ほか

特別児童扶養手当制度　精神または身体に障害がある20歳未満の子供を育てている方に支給される手当です（所得制限あり）。
支給　12～3月分の手当：**4月**、4～7月分の手当：**8月**、8～11月分の手当：**11月**に、申請者が指定した口座に振込みます。
※平成28年4月分から手当額が改定されました。
1級 月額51，100円 → **月額51，500円**
2級 月額34，030円 → **月額34，300円**

児童手当制度　中学3年生までの子供を育てている方に支給される手当です。出生や転入等、新たに受給資格が生じた場合は、15日以内に手続きしてください。児童手当は、国・県・町・事業主負担により支給されるものです。
支給　2～5月分の手当：**6月**、6～9月分の手当：**10月**、10～1月分の手当：**2月**に、申請者が指定した口座に振込みます。

未熟児養育医療給付制度　出生体重が2，000グラム以下、または生活力・身体の発育が未熟なまま生まれた赤ちゃんで、指定医療機関において医師が入院治療を必要と認めた場合、父母等の申請に基づき、その治療に必要な医療費を町が負担する制度です。
支給　こども医療費の申請書を提出すれば、一部負担金の支払いは必要ありません。